

# 医療と法



中村 芳彦（弁護士）

<http://nostalgiamusic.info/>

1

1

## 本日の3つのお話し

1. 医療と法の関係性

2. 医療事故の法的対応とその限界

3. 法的思考がメディエーションに役立つこと



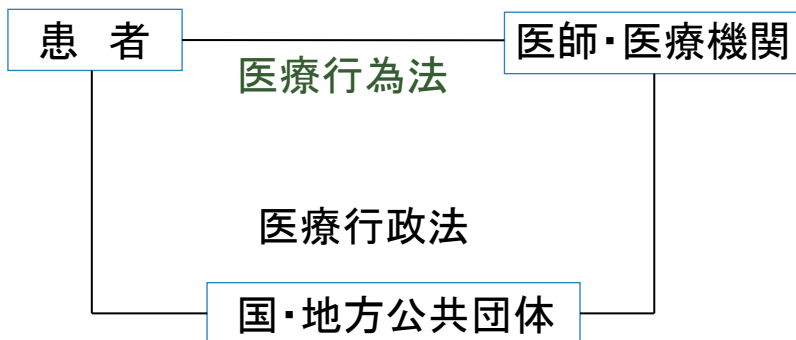
2

2

1

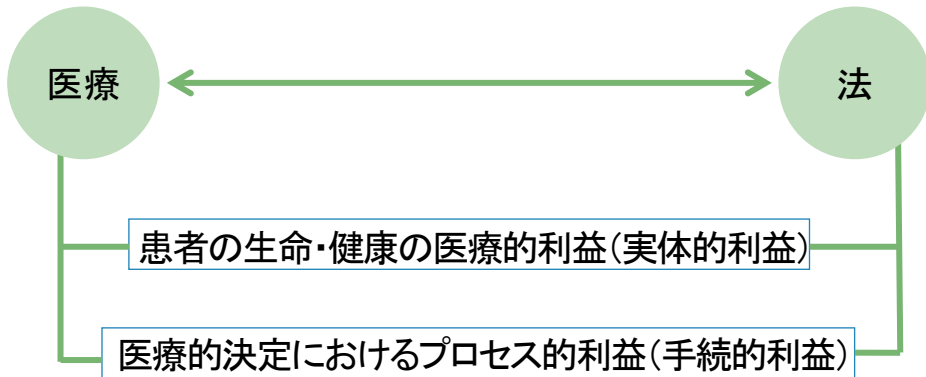
# 1. 医療と法の関係性

## 医療法の分野と全体構造



⇒法は、医療者が患者とどう接するかを考えるひとつのツールにはなる。

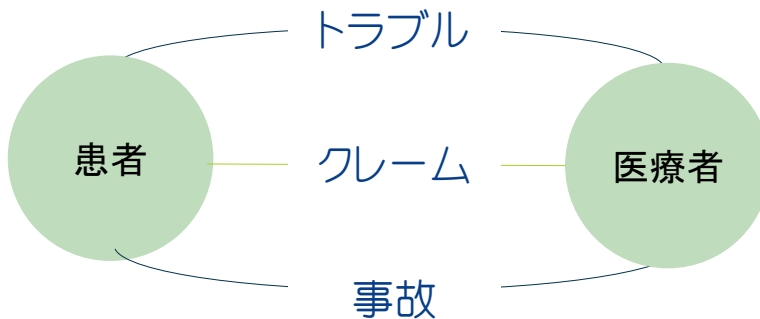
## 医療と法の相互作用的アプローチ



5

5

## 医療をめぐるを トラブル、クレームや事故の捉え方



⇒法は、発生した問題を客観的に考えるひとつの切口にはなるが、それに留まる。

6

6

## 2. 医療事故の法的対応とその限界

7

7

### 医療契約

準委任契約

医療側

内容

患者側

内容

適正な医療の提供義務  
(手段債務)

報酬支払義務

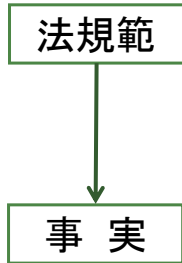
善管注意義務

診療協力義務

8

8

## 法的思考の伝統的特質＝法的三段論法

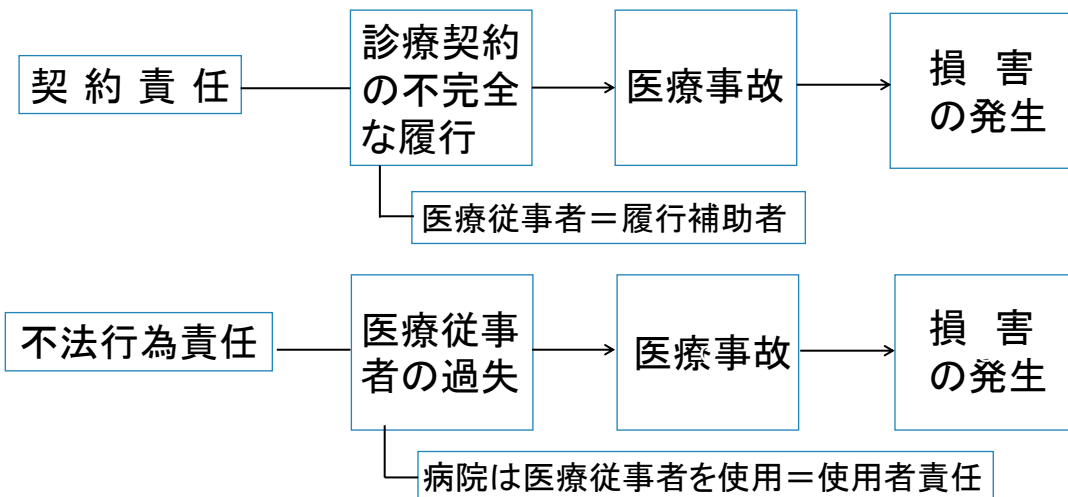


1. 複雑な事実関係を分析して、その法的解決に関連のある事実とそうでない事実を区別
2. このようにして確定された具体的事実を既存の一般的な法的基準にあてはめる
3. 具体的事実は、あるかないかの二分法的思考
4. 過去に生じた具体的紛争を事後的・個別的に解決

9

9

## 医療事故2つの法的構成



10

10

## 医療事故をめぐる法的キーワードと特質

「不完全」「過失」「因果関係」といった抽象的な概念で捉えられていて、具体的にどのようなことが起こった場合に、これらに当たるかがわかりにくい。

⇒事前の対応の難しさ

11

11

## 医療事故における法的判断の難しさ

これらの抽象的概念の具体的な内容は、これまでの裁判例の蓄積や学説の検討によって明らかにされてきているが、なお十分なものとは言えない。

→ 個別ケースの中で、どのように注意して接するかであるが、日頃の関わり合いの具体的な内容やインフォームド・コンセント(説明義務)が重要となる。

12

12

# ケース検討

## ナースステーションにおけるアラーム対応の適切性

神戸地裁 平成23年9月27日判決（医事判例百選82事件）

本件は、患者A（新生児期・乳児期に受けた先天性疾患に対する手術に起因する身体障害・知的障害等がある）が、B病院入院中に呼吸停止状態・植物状態となり後に死亡したことにつき、Aの両親X1・X2（いずれも原告）がBを開設する医療法人Y（被告）に対し使用者責任に基づき3550万円余を請求した事案である。

判旨から

「約50床の患者を3名の看護師で対応し、当時うち2名はおむつ交換を順次行っておりナースステーションに在室していなかったという以上、E看護師において行うべき業務が複数ある場合には、適宜優先すべき業務から対応すべきものである。……アラームに対して対応しないことやこれを遅滞することは人命にかかわる場合もあるものであって、アラームの対応が優先すべき業務であったといえる」。「ナースコールはごく日常的なことも含めて様々な原因でされるものであって（実際この際もおむつ交換のためにナースコールがされたものである。）、アラームの対応と比較すればアラームの対応が優先すべき業務であるといえる」。

→2250万円の一部認容判決

## 法的判断と患者のニーズのギャップ

### 法的判断

過失、因果関係などの法的義務があるか

金銭賠償に限る

対決型の対審構造  
(訴訟)

### 患者のニーズ

真相を知りたい

再発を防止して欲しい

謝罪をして欲しい

etc

## インフォームド・コンセント

- ① インフォームドコンセントの2大要素は「説明」と「承諾」
- ② インフォームドコンセントは医療職と患者側が信頼関係を構築するプロセスである
- ③ 医療者側の説明責任は患者側が自己決定できるだけの理解をさせること
- ④ 専門知識格差や訴訟リスクが共通理解を阻害する要因となる

15

15

## 法的には説明義務(情報提供義務)の考え方が重要

- ① 患者・家族等の医療的決定保護を目的とする  
情報提供義務(予定される治療の利害特質、  
他の治療法の可能性の説明など)
- ② その他の利益保護を目的とする情報提供義務  
(病名・診療経過の告知、説明など)

16

16



## 選択可能な未確立療法と医師の説明義務＝乳房温存療法 最判平成13年11月27日(医療判例百選31事件)

「少なくとも、当該療法(術式)が少なからぬ医療機関において実施されており、相当数の実施例があり、これを実施した医師の間で積極的な評価もされているものについては、患者が当該療法(術式)の適応である可能性があり、かつ、患者が当該療法(術式)の自己への適応の有無、実施可能性について強い関心を有していることを医師が知った場合などにおいては、たとえ医師自身が当該療法(術式)について消極的な評価をしており、自らはそれを実施する意思を有していないときであっても、なお、患者に対して、医師の知っている範囲で、当該療法(術式)の内容、適応可能性やそれを受けた場合の利害得失、当該療法(術式)を実施している医療機関の名称や所在などを説明すべき義務があるというべきである。」

－ちなみに、切除は平成3年2月28日に行われている。

17

17

## 二重基準説

患者にとって重要な情報は何かを理解するためには  
医師は患者と話し合う必要がある。

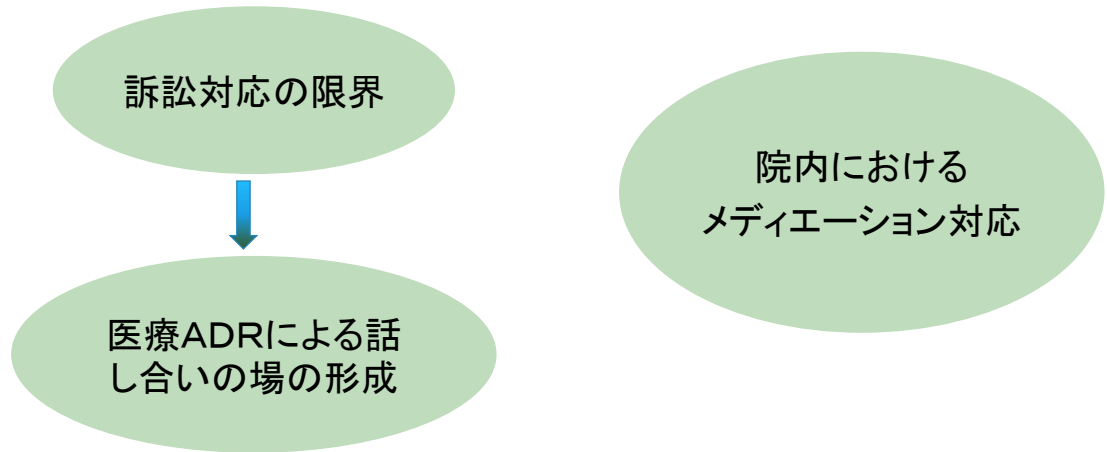


これはインフォームド・コンセントの目指す実質であり、合理的な患者であればどの程度の情報を求めるか、を基準としつつ、個別具体的な患者の事情を医師が知り、また知り得る場合には、その事情に従って説明の範囲が決まる。

18

18

# 医療事故の紛争処理システム



19

19

## 3. 法的思考がメディエーションに役立つこと

20

20

## 医療メディエーターが法的評価や判断をしない理由

---

1. メディエーターの役割(対話の促進)
2. 当事者に寄り添うことができなくなる
3. 法的に重要な事実しか関心を持たなくなる

21

21

## 法的な思考と対話の促進

---

法的な評価をするのではなく、法的な思考をすることが対話を促進することがあるのではないかという視点から、もう一度考えてみる必要があるであろう。

22

22

## 法的思考のベースにあるもの

論理的に考える

分析的に考える

事象を正確に言語化して表現する

議論による対話の力

現実的に考える

フェアネス

手続を重視する

バランス感覚

23

23

## メディエーションが特に重要と思われる事項

1. 事象を正確に言語化して表現する  
→心理的な問題を含め、そこで起こっている事象を言語化して示すことで、考えを深め合う
2. 手続を重視する  
→時系列を前提として、これからどのように手続を進めていくかを考えながら事案を検討する
3. バランス感覚とフェアネス  
→自分の立ち位置を見定めつつ、バランス感覚を保ちながら、フェアな手続を心掛ける。

24

24

## 法的思考から生みだされた事実の機能と諸相

1. 事実レベルでお互いの違いを認識する前捌きの機能
2. 事実を検討することで問題を解きほぐしていく役割
3. 事実を認識することで、当事者として新たな思いが育まれていく機能

25

25

## 共振性と即興性

共振性は、偶然に、その場に響き合うリズムが刻まれる瞬間である。

共振性と並んで即興性がある。

第三者は、その場で瞬時に反応する。その細かなやり取りが、事態展開に影響を与える。



26

26

## 医療専門性・法専門性と日常性

患者にとって日常からは医療専門性や法専門性は、遠い存在である。また、専門性そのものが一義的とは言えない場合もある。

→ 基本的に重要なことは、患者の日常性からスタートし、いかに分かりやすく説明できるかが問われている。

→ 「いつでも、どこでも、誰でも」をベースに考える。

27

## まとめ



28